

熊本県公報

第 1 1 6 1 4 号
平成 19 年 10 月 24 日 (水)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

- 規 則**
- 熊本県不動産鑑定業者登録簿等閲覧規則の一部を改正する規則……………(地域政策課) 1
 - 指定居宅サービス事業所の指定……………(高齢者支援総室) 1
 - 指定介護予防サービス事業所の指定……………(") 2
 - 障害者自立支援法に基づく事業者の指定……………(障害者支援総室) 2
 - 熊本県不動産鑑定業者登録簿閲覧所の設置の一部改正……………(地域政策課) 2
 - 熊本県少年保護育成条例に基づく有害興行の指定……………(交通・くらし安全課) 2
 - 道路の区域変更……………(道路保全課) 3
 - 道路の供用開始……………(") 3
 - "……………(") 3
 - 保安林の指定施業要件の変更……………(森林保全課) 4
 - 大規模小売店舗立地法に基づく届出……………(商工政策課) 4
 - 開発行為工事完了……………(建築課) 5
 - 第 36 回採石業務管理者試験の合格者……………(産業支援課) 5
 - 正 誤**
 - 平成 19 年 8 月 1 日付け熊本県公報第 11581 号中……………(私学文書課) 5

規 則

熊本県不動産鑑定業者登録簿等閲覧規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 19 年 10 月 24 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第 58 号

熊本県不動産鑑定業者登録簿等閲覧規則の一部を改正する規則
熊本県不動産鑑定業者登録簿等閲覧規則(昭和 39 年熊本県規則第 69 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 4 条第 2 項」を「第 3 条第 2 項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

熊本県告示第 903 号

介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 10 月 24 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【福祉用具貸与】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
ホワシ熊本 熊本市小山五丁目 19 番 55 号	株式会社ケアーズホワシ	平成 19 年 11 月 1 日

【特定福祉用具販売】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
ホワシ熊本 熊本市小山五丁目 19 番 55 号	株式会社ケアーズホワシ	平成 19 年 11 月 1 日

熊本県告示第 904 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 10 月 24 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【介護予防福祉用具貸与】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
ホワシ熊本 熊本市小山五丁目 19 番 55 号	株式会社ケアーズホワシ	平成 19 年 11 月 1 日

【特定介護予防福祉用具販売】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
ホワシ熊本 熊本市小山五丁目 19 番 55 号	株式会社ケアーズホワシ	平成 19 年 11 月 1 日

熊本県告示第 905 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の規定により指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成 19 年 10 月 24 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	指定障害福祉サービスの種類
しょうがい者就労移行支援センター さくらサポート 玉名市繁根木 215 番 1	社会福祉法人 博心会 玉名郡和水町下津原 3951 番地 渡邊 利一	平成 19 年 10 月 15 日	4310400140	就労移行支援 (一般型)

熊本県告示第 906 号

昭和 39 年 10 月 24 日熊本県告示第 699 号（熊本県不動産鑑定業者登録簿閲覧所の設置）の一部を次のように改正し、平成 19 年 10 月 24 日から施行する。

平成 19 年 10 月 24 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

「第 4 条第 1 項」を「第 3 条第 1 項」に改める。

熊本県告示第 907 号

熊本県少年保護育成条例（昭和 46 年熊本県条例第 30 号）第 7 条第 1 項の規定により少年に有害な興行として平成 19 年 10 月 16 日次のように指定したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成 19 年 10 月 24 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

種 別	題 名	指定理由
有害指定 映画	物凄い絶頂 淫辱（新東宝） ふしだら慕情 白肌を舐める舌（オーピー） 人が人を愛することのどうしようもなさ（東映） 欲しがると和服妻 くわえこむ（新東宝） 不倫関係 微熱の肌さわり（オーピー） 熟練性技 疼き盛りの女たち（新日本） ノーバン天使 下半身天国（新東宝） 愛染恭子 壺飼育 じっくり味わう（新日本） 黒い下着の女（日活） エロスの館 人妻もっと濡らして（新東宝） 小沢なつみの 逆泡踊り天国（新日本）	著しく性的感情を刺激し、少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

熊本県告示第 908 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 19 年 10 月 24 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 10 月 24 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 県道	碓石中田線	天草市新和町碓石 同所	前	4.1 ～ 7.7	944.8	単道改
			後	13.9 ～ 32.0	940.0	
	大宮地宮地岳線	天草市新和町碓石 同所	前	4.5 ～ 8.5	151.2	
			後	6.4 ～ 24.0	152.2	

2 区域を変更する期日 平成 19 年 10 月 24 日

熊本県告示第 909 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 19 年 10 月 24 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 10 月 24 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	坂本人吉線	球磨郡山江村大字万江字西大河内 同所 182 番 3 地先から 182 番 2 地先まで	114.5	災害除工事

2 供用を開始する期日 平成 19 年 10 月 24 日

熊本県告示第 910 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 19 年 10 月 24 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 10 月 24 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	387 号	阿蘇郡小国町大字西里字崩ノ尾 同所 3286 番 1 地先から 3286 番 1 地先まで	24.4	地域連携 国道

2 供用を開始する期日 平成 19 年 10 月 29 日

熊本県告示第 911 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 2 の規定により、次のように保安林の指定
施業要件を変更する。

平成 19 年 10 月 24 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林の所在場所 熊本県阿蘇郡高森町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 公衆の保健
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県阿蘇地域振興局並びに高森町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告**熊本県公告第 865 号**

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定による届出があつたので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成 19 年 10 月 24 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）熊本上通町計画
熊本市上通町 1 番 48
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名
 - (1) 設置する者
株式会社ジョイント・コーポレーション 代表取締役 東海林義信
東京都目黒区目黒二丁目 10 番 11 号
 - (2) 小売業を行う者
未定
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成 20 年 9 月
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,587 平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数
23 台
 - (2) 駐輪場の収容台数
24 台
 - (3) 荷さばき施設の面積
41 平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量
22 立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前 10 時 閉店時刻 午後 10 時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
24 時間
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数
2 か所
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前 6 時から午後 10 時まで
- 7 届出年月日
平成 19 年 10 月 9 日
- 8 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課
平成 19 年 10 月 24 日から平成 20 年 2 月 24 日まで

熊本県公告第 866 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 19 年 10 月 24 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡大津町大字室字西迫尻 945 番 2、同 946 番 2、同 947 番、同 948 番 1 及び水路
3,491.10 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
菊池市旭志川辺 1875 番地
菊池地域農業協同組合

熊本県公告第 867 号

採石法（昭和 25 年法律第 291 号）第 32 条の 13 の規定に基づく第 36 回採石業務管理者試験の合格者は、次のとおりである。

平成 19 年 10 月 24 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

受験番号

- 1
34
41
44
52
63

正 誤

平成 19 年 8 月 1 日付け熊本県公報第 11581 号中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
8	24	熊本県公告第 665 号の 2	熊本県公告第 666 号

